平成２４年（フ）第１０７号
長崎県諫早市小長井町小川原浦738番地１榎並ハイツ106号、旧住所大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―108号
破産者　小林明淑こと　**袈**　明淑
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
北海道旭川市３条通４丁目1003番地の２　ドアージ３条Ｂ館301号
破産者　成澤　利和
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８４号
北海道稚内市恵比須３丁目２番４号
破産者　臼木　義博
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８５号
北海道空知郡南富良野町字幾寅599番地１
破産者　今出　清典
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８６号
北海道空知郡南富良野町字幾寅599番地１
破産者　今出　照子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２００号
北海道旭川市東１条３丁目３番14号　マンション１Ｆ３号太田
破産者　能代　由香
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４８号
北海道旭川市東旭川町旭正45番地の４
破産者　京本　茂之
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８４号
北海道白糠郡白糠町庶路基線３番地33
破産者　望月　照代
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第３０号
山形市飯田３丁目８番31―１号
破産者　中村　敏明
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０９号
山形市香澄町３丁目８番38―602号　ターミナルプラザ
破産者　戸田　俊子（旧姓古田）
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８８号
山形県米沢市小野川町2471番　有限会社吾妻荘方、住民票上の住所山形県南陽市漆山1491番地
破産者　島貫　郁子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６３６号
横浜市港北区鳥山町218番地３　鈴木方、開始決定時の住所横浜市戸塚区俣野町480番地24
破産者　三好富士男
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０６号
横浜市青葉区市ケ尾町1168番地　サンシャイン市ケ尾202号
破産者　北村　明美
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８６１号
横浜市磯子区岡村１丁目25番７号
破産者　大野　敏昭
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６５号
相模原市中央区鹿沼台１丁目２番16号　スカイハイツ鹿沼台303号
破産者　齋藤千代野
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８７号
石川県野々市市新庄６丁目411番地、開始決定時の住所石川県白山市北安田町1728番地12
破産者　ゆず葉こと　加古　達
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
石川県小松市梅田町166番地
破産者　**硎**元　英生
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１４７号
長野市東犀南394番地85
破産者　白瀧　由紀
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
静岡県富士市入山瀬２丁目３番20号、前住所静岡県富士市吉原２丁目10番12―904号
破産者　望月　剛
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

第明治三二十種郵便物認可